

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する提出意見  
(令和6年度の接続料の改定等)

(意見募集期間: 令和6年1月24日(水)～同年2月21日(水))

意見提出者一覧

計 11 件(法人等: 9件、個人: 2件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	Q Enterprise Systems株式会社
4	KDDI株式会社
5	ソフトバンク株式会社
6	楽天モバイル株式会社
7	中部テレコミュニケーション株式会社
8	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
9	一般社団法人IPoE協議会
10	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
11	アルテリア・ネットワークス株式会社

## 1 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

### (1) 総論・算定方式等

該当箇所	御意見
(1) 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>光ファイバは、国民生活にとって重要な電話やモバイル、FTTH 等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備である NTT 東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正な競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減等による接続料の低廉化を図る必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
令和6年度の接続料の改定等(総論)	<p>令和6年度の接続料におけるコスト上昇の要因については、設備管理運営費における道路占用料の上昇、報酬における国債利回りの上昇、接続に係る工事費については労務費・物件費・作業委託費の上昇など、いずれも上昇トレンドが来年度以降も継続することが想定されることから、これまで低廉化してきた接続料が上昇に転じることで、低廉で多様なサービス提供につながる公正競争が阻害されることが懸念されるところと考えます。</p> <p>公正競争上の観点からも、将来原価方式を採用する意義からも、接続料は低廉化が継続されることが適切であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
令和6年度の接続料の改定等(総論)	<p>令和5年度の接続料の改定において将来原価方式により算定され申請・認可された令和6年度の接続料は、令和5年度の接続料より下がる見込みであったにもかかわらず、今般の3条許可に基づく乖離額調整の結果、令和6年度の接続料は上昇することとなり、接続事業者にとっては甚大な影響があると認識しています。</p> <p>具体的には、接続事業者はNTT東西殿が認可申請を行った複数年度の接続料申請額をもとに事業計画を立てており、今回のように接続料のトレンドが事前の申請額と異なるトレンドで変動をする場合、計画自体を見直すことを余儀なくされ、特に新規事業者や後発事業者にとっては、予定していた新規参入や事業エリアの拡大計画を見合わせる可能性もあり、市場全体にも悪影響が及ぶことが考えられます。</p> <p>また、令和6年度の接続料の改定の理由である道路占用料の改定や利息の上昇自体は、数年前の環境変化に対する結果であり、複数年度の認可申請時点で乖離額調整に基づく上昇が予想できている場合は、認可する金額に盛り込むべきと考えます。</p> <p>さらに、現時点で、令和7年度の接続料は、令和5年度に申請された金額から変動する可能性が高いと推察しますが、接続事業者側では結果を予想することはできません。</p>

	<p>このようなことから、接続料の予見性を確保して競争を活性化するため、モバイルの接続料と同様に、NTT東西殿におかれては、3か年分の接続料を毎年度開示していただくことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
(1) 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>○将来原価方式の算定方法見直し</p> <p>加入光ファイバの接続料は、将来原価方式により、複数年度(直近では3年度)分の接続料が申請されておりますが、次期算定期間の接続料は、前期算定期間の最終年度において認可申請されるまでの間、接続事業者はその接続料水準を知ることができず、必ずしも十分な予見可能性が確保されているとは言えない状況です。</p> <p>令和5年度の接続料改定においては、報酬額の上昇等の影響により、それまで複数年度に亘り値下がり傾向が続いていた接続料が大幅に上昇しました。単金の変動自体は避けられない状況であった場合でも、事前に予測水準を把握することができれば、接続事業者の経営への影響もある程度緩和できるものと考えます。</p> <p>接続事業者の予見可能性を向上させ、公正な競争環境を確保するためにも、毎年度、複数年度分の適用単金・予測単金を提示いただくことをあらためて要望いたします。</p> <p>総務省殿からは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する意見及びその考え方(以下、「令和5年度答申」)考え方3にて、「次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見も踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT 東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当」との考えが示されていることから、次期算定期間(令和8年度以降)の接続料算定に向けて、接続事業者の意見を聴取する等、ご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
接続事業者の予見可能性の向上	<p>・将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する意見募集(以下、「前回意見募集」といいます。)の際に当社から意見したとおり、接続事業者の予見可能性について、第二種指定電気通信設備のデータ系接続料と同様に、毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表が必要と考えます。</p> <p>また、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する答申(以下、「前回答申」といいます。)において、「いずれにせよ、次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見も踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT 東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当と考えます。(※考え方3)」との考え方が示されていることから、2026年度以降からの次期算定に向けてより具体的な検討を行う必要があると考えます。</p> <p>・2026年度からの次期算定期間に関する認可申請が遅延することも想定されることから、認可申請に先立ち遅くとも2025年10月までには2026年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表が必要と考えます。</p>

	<p>・また、NTT 東殿・NTT 西殿が毎年 10 月頃に接続事業者向けに開示されています「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」について、接続事業者の意見等を踏まえて開示対象の項目を適宜見直しされることを要望いたします。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
<p>(1) 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>&lt;接続事業者の予見可能性の向上&gt;  ○次年度予測単金の開示範囲見直し</p> <p>NTT 東・西殿による取組みとして毎年度 10 月末頃に開示いただいている「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」(以下、「予測接続料」)は、接続事業者の予見性を高める上で非常に有益な情報となっています。</p> <p>現在、予測接続料は、ドライカツパやメタル専用線、回線管理運営費、接続専用線、中継ダークファイバ、加入光ファイバ(光信号端末回線、光信号主端末回線)等について、情報開示いただいておりますが、前述のとおり、加入光ファイバの重要性が近年益々高まっていることから、加入光ファイバに係る情報開示を充実させ、接続事業者の予見可能性の向上に努めることが重要であると考えます。</p> <p>具体的には、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額、残置回線の維持負担額について、追加で情報開示いただくことを希望します。</p> <p>なお、開示対象を増やすことで、開示時期の遅延等が懸念される場合には、必要に応じて接続事業者の意見を聴取し、重要性の低い予測接続料について開示時期の後ろ倒しや開示対象外にする等、適宜見直すことも考えられます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
<p>接続料に関する予見性確保</p>	<p>加入光ファイバ接続料は、将来原価方式のもと、現状は将来も含め 3 年度分の接続料が申請されますが、その申請単金が適用されている期間中は次期算定期間の接続料の予測が開示されていません。</p> <p>5G やブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、ますます加入光ファイバの重要性が高まる状況にある中、将来原価方式による令和5年度の接続料の改定等に関する認可申請(以下、「令和5年将来原価認可申請」といいます。)のように、急激に接続料が上昇する場合は、接続事業者側の経営に大きな影響が生じる恐れがあります。このような接続事業者への事業影響を考慮し、予見性を高める観点から、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行っているように、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。)においても毎年度 3 年度分の適用単金・予測単金を提示すべきと考えます。</p> <p>この点について、令和 5 年将来原価認可申請の意見募集において、総務省殿からは、第二種指定設備において生じていたような原価管理・予見性に関する問題は生じていないこと、技術の進展等の環境の変化については、第二種指定設備と異なると考えられること、第二種指定設備とは接続料の算定方法、アンバンドル機能の数等が異なるため、算定に係る</p>

	<p>作業負担についても、第二種指定設備と異なると考えられることに留意すべきとの考え方が示されていますが、以下の観点から第二種指定設備の接続料の予見性確保の取組を加入光ファイバにおいても採用すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度の接続料申請がなされる前年においては、将来分の接続料の予測情報がなく、予見性が確保されていないこと。値下げ傾向が継続している場合は事業影響が少ない一方、直近は単金の上昇に転じていることから接続事業者のコスト管理が困難で事業影響が大きく、原価管理・予見性の課題が生じること</li> <li>・現状複数年度の接続料申請時においては、将来 3 年度分の単金を予測し申請しているため、第二種指定設備と算定方法が異なることのみを理由に毎年度翌 3 年度分の単金を予測できないわけではないこと。また、シェアアクセス、シングルスターの予測単金のみであれば、アンバンドル機能数が第二種指定設備の場合と大きく異なるとは考えられないこと</li> </ul> <p>また、実績原価接続料、将来原価接続料双方において、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇等)を把握した場合などには、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべきと考えます。特に令和6年能登半島地震の発生に伴い単金への影響が予測されるため、その影響時期や規模に関しては可能な限り早期に情報を開示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>接続事業者の予見可能性の向上</p>	<p>・光ファイバは、今後の経済社会や国民生活にとって重要な 5G や FTTH 等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備である東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東」といいます。)殿・西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西」といいます。)殿の保有・提供する加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
<p>接続料の予見性確保・競争の活性化</p>	<p>現在、将来原価である加入光ファイバ接続料についての乖離額について、前年度の実績が確定した段階で事業者への予想値の開示を行って頂いておりますが、接続料の予見性を確保して競争を活性化するためには、実績原価である分岐端末回線の接続料のほか、光屋内配線加算額や残置回線の維持負担額についても、中継ダークファイバ等と同様に算定期間中、適時に開示していただくことが適当と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>

<p>激変緩和措置の適用</p>	<p>令和5年度の接続料の急激な上昇については、令和4年度の適用接続料が新型コロナウイルス感染症の拡大等による報酬の減少等を反映した乖離額調整の結果として特異的に低廉な水準となっていることを理由として、激変緩和措置が適用されなかったと認識しています。しかしながら、接続事業者への影響に鑑みれば、令和6年度の申請接続料の上昇については、過去の算定期間に設けられていた激変緩和措置（接続約款附則において、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、希望する事業者が当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置の適用が受けられるとする規定）を適用すべきものであり、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成28年9月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、激変緩和措置の適用について改めて検討いただき、総務省殿から要請いただくことが適当であると考えます。 （ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）</p>
<p>収容率・光配線区画</p>	<p>シェアドアクセスの主端末回線に設定される接続料は、主端末回線1芯線ごとに料金が発生します。接続事業者にとって、1芯線の主端末回線に収容する契約者が1人であっても、8人であっても、契約者数に関わらず同額の負担が必要です。このため、特に収容率が低い状態から市場参入する後発事業者にとっては、光配線区画における収容率を向上させることがFTTH市場における競争力を高めるために不可欠です。 主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数は光配線区画により制限されていることから、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）において、「NTT東西が既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の新設等の取組を進めることは、（中略）他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応と位置付けられるものである。」と指摘されており、公正競争を確保する観点から、光配線区画の統合を進めていただくことは必須と考えます。 （ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）</p>
<p>収容率・光配線区画</p>	<p>既存の光配線区画の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当であるとされていますが、総務省研究会等においてその後の議論はここ数年行われておらず、毎年接続料認可申請時にNTT東西殿より総務省殿に進捗が報告されている資料からは光配線区画の見直しが進んでいるとは言い難い状況です。光配線区画の見直しに当たっては、既存の光配線区画の統合と新たなエリアでの光配線区画の新設を分け、実施の検討及び状況の開示を進めるべきと考えます。 （ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）</p>
<p>収容率・光配線区画</p>	<p>既存の光配線区画とは別に「カバー世帯の少ない光配線区画を2つ程度統合」する「接続事業者向け光配線区画」については、NTT東西殿から示された本格導入時の接続料を踏まえると、既存の配線区画と比べて分岐端末回線接続料及び光信号分岐端末回線設置等工事費が高額となっており、さらに、接続事業者がシステム開発費を個別負担する必要があることから、接続事業者が現実的に利用可能な仕組みとなっておらず、利用実績もないことから、見直しが必須であると考えます。</p>

	(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
その他	・今後のシェアドアクセス方式の接続料の上昇傾向を踏まえて、加入光ファイバ接続料と光コラボレーション卸料金の動向について総務省殿において注視していただくことを要望します。 (中部テレコミュニケーション株式会社)

(2) 原価の適正性(コスト削減等)

(1) 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	○コスト削減対応の継続 継続的なコスト削減・設備効率化による接続料の低廉化について、引き続き、NTT 東・西殿において実施いただくよう要望いたします。 上記の対応を NTT 東・西殿に確実に継続して実行いただくため、費用削減等の取組みの内容・効果等について、NTT 東・西殿から総務省殿に報告(※)することとなっておりますが、当該報告内容については引き続き公表いただくとともに、総務省殿において、設備投資の効率化・費用削減が確実に実施されているか、検証されることを要望いたします。 (※)総務省殿から NTT 東・西殿に対し、令和5年度から令和7年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度(以下、「各報告年度」)において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請。 (KDDI株式会社)
加入光ファイバの指定設備管理運営費	令和5年将来原価認可申請時に用いられた算定根拠資料における端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)の指定設備管理運営費に着目すると、令和5年度の指定設備管理運営費と比べ、令和6年度、7年度の予測はNTT東西殿ともに上昇傾向となっております。 今次算定期間(令和5年度から令和7年度まで)についても、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に際し、費用や投資の効率化の実施内容及び効果の報告を求める趣旨の要請が出ておりますが、加入光ファイバは今後も需要が増加し、それに伴いコストが増加することも想定されるため、NTT東西殿においては指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと思います。 (ソフトバンク株式会社)
加入光ファイバの設備保全費等	・継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、NTT 東殿・NTT 西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を引き続き実施いただくよう要望いたします。 ・総務省殿からの要請に基づき、NTT 東殿・NTT 西殿においては2023年度から2025年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告がなされますが、今後も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する必要があると考えます。

	(中部テレコミュニケーション株式会社)
主端末回線接続料	令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、NTT東西殿のコスト効率化・削減の取組の実績は、NTT東西殿の努力により、令和2年度から令和4年度まで同程度の金額を達成して頂いている事からも、さらなる効率化の余地があると考えます。NTT東西殿からは「光ファイバ需要が一巡した」と説明されていますが、光ファイバの需要が鈍化したのであれば、それに見合った効率化を行うべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
主端末回線接続料	コスト効率化について、減価償却費の削減は光ファイバの耐用年数見直しによるものであり、その削減効果はコスト効率化に含めず別で考えることが適当です。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)

### (3)原価の適正性(耐用年数等)

(1)令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>&lt;光ファイバの費用削減等に係る取組み・報告について&gt;</p> <p>○設備の耐用年数見直しについて</p> <p>光ファイバの耐用年数については、令和5年度接続料改定時に見直しが行われ、架空光ファイバが25年、地下光ファイバが30年に延伸されておりますが、光ファイバ以外の設備の耐用年数についても、令和5年度答申考え方6にて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要がある</li> <li>・電柱等、法定耐用年数と同じ年数が適用されている設備の耐用年数については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、事業会計・接続会計上の「減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当」とされていることを踏まえつつ、その決定の根拠をNTT東日本・西日本において総務省に対し適切に説明することが適当との考えが示されております。</li> </ul> <p>電柱の耐用年数(28年※残存価格5%までの到達年数)については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(第5回。平成25年5月21日)において、NTT東・西殿より「当該設備の使用実態等を踏まえ検討した結果、実際の経過年数について大半が28年を下回っていることから、現時点、耐用年数を見直す必要はないと判断」との報告(※)がなされておりますが、その後現在に至るまで、見直しは実施されておられません。また、光屋内配線の耐用年数も10年のまま見直されておられません。NTT東・西殿において改めて設備の利用実態を検証し、令和7年度適用接続料の認可申請時にその検証結果を公表いただいたうえで、設備の耐用年数と利用実態との間で乖離が発生しているものがあれば、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。</p>
---------------------------	---

	<p>また、令和 5 年度答申考え方6では、あわせて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにされれば、接続料の算定の透明性確保に資するものと考えられ、NTT 東日本・西日本においてその可否について検討することが適当</li> </ul> <p>との考えが示されていることから、接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにしていただきたく、あらためて要望いたします。</p> <p>(※)同検討会 資料 5-1「メタル回線に係る設備における耐用年数の検討結果」  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000226030.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000226030.pdf</a>  (KDDI株式会社)</p>
<p>光ケーブルの耐用年数</p>	<p>令和 5 年将来原価認可申請において、光ファイバに係る耐用年数については、推計に用いる7つの関数をもとに架空光ファイバが 25 年、地下光ファイバが 30 年にそれぞれ延伸されましたが、各関数を用いた耐用年数の結果については非公表となっているため、接続事業者は試算結果及びその妥当性を確認することができず、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書においても、7つの関数を基にした考え方が妥当であるとの結論には至っていません。</p> <p>総務省殿からは「総務省においては、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある部分を除き、一般公表することが適当」との考え方が示されているため、非公表とする合理的な理由がない場合には、一般公表すべきであり、非公表の場合には非公表とする合理的な理由を説明すべきと考えます。</p> <p>また、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空 28 年、地下 36 年が適用されており、また敷設環境も同じであることを考慮すると、少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数をメタルケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべきと考えます。</p> <p>この点について、総務省殿からは令和 5 年将来原価認可申請意見募集において、「メタル回線と光ファイバの耐用年数の差異については、どのような要因から差異が生じているのかなどの観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当」との考え方が示されているため、メタル回線と光ファイバの耐用年数に差分があることの要因について詳細を説明すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>光ケーブル以外の耐用年数</p>	<p>令和 5 年将来原価認可申請意見募集において、総務省殿から「接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにされれば、接続料の算定の透明性の確保に資するものと考えられ、NTT東日本・西日本においてその可否について検討することが適当」との考え方が示されているため、NTT東西殿より光ケーブル以外の主な設備の耐用年数を一覧性のある形で開示した上で、各設備の耐用年数の適正性を確認し、現状の利用実態等を踏まえ、各設備の耐用年数の見直しを検討すべきと考えます。</p>

	<p>また、令和 5 年将来原価認可申請意見募集において総務省殿からは『電柱等、法定耐用年数と同じ年数が適用されている設備の耐用年数については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、事業会計・接続会計上の「減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当」とされていることを踏まえつつ、その決定の根拠をNTT東日本・西日本において総務省に対し適切に説明することが適当』との考え方が示されているため、法定耐用年数を採用している設備に関しては、その根拠を説明すべきと考えます。</p> <p>なお、電柱の耐用年数(28 年※残存価格 5%までの到達年数)は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会(第 5 回)」(2013 年 5 月 21 日)で議論がされて以降、約 10 年間見直しが実施されておりません。</p> <p>電柱を利用する他産業の耐用年数として、送配電設備における鉄筋・コンクリート柱は減価償却資産の耐用年数等に関する省令において法定耐用年数 42 年とされており、国税庁の耐用年数の適用等に関する取扱通達では鉄柱・コンクリート柱の耐用年数は 50 年*とされているため、少なくともこれらの耐用年数と同等程度まで延伸すべきと考えます。</p> <p>* 国税庁 耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表  <a href="https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/700525/fuhyou/04.htm">https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/700525/fuhyou/04.htm</a>  (ソフトバンク株式会社)</p>
光ファイバ・電柱の耐用年数の見直し	<p>・接続料の適正性確保の観点から、NTT 東殿・NTT 西殿において、光ファイバケーブルや電柱の設備の利用実態の検証及び結果を公表していただいたうえで、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
主端末回線接続料	<p>令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、そのうち設備管理運営費の算定に含まれる電柱土木費については、メタル回線が減少することから光回線とメタル回線の配賦比率は光の按分が大きくなっていくことが予想されるため、電柱の耐用年数について、電力業界の配電柱などの考え方も鑑みたうえで、実態調査を行い適切な耐用年数の考え方について検討し、適正化することが適当です。加えて、メタル回線の未利用の割合を開示し適切に取り扱うこと、メタル固有のコストは光のコストから控除することなどについても検討すべきと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>

#### (4) 報酬の適正性

報酬の見直し	<p>・今般の認可申請において、「接続料の算定等に関する研究会」でのご議論結果を踏まえ、報酬の算定のうち、自己資本利益率の算定方法について見直しがなされ、報酬の過度な上昇は抑制されているものの、NTT 西殿の自己資本比率増に伴う報酬の増加(7 億円)やリスクフリーレート上昇に伴い報酬が増加(NTT 東殿:10 億円、NTT 西殿:7 億円)しています。</p>
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も景気動向や金融政策次第ではリスクフリーレートの上昇等も想定され、報酬の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の更なる上昇が懸念されます。</li> <li>そのため、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で継続して<math>\beta</math>値や自己資本比率の見直し等を含めて様々な視点から、報酬の在り方についてご検討いただくことを要望いたします。</li> <li>・また、前回答申において、「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。(※考え方9)」との考えが示されていることから、2026年度以降からの次期算定に向けてより具体的な検討を行う必要があると考えます。</li> </ul> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
<p>自己資本利益率 (CAPM的手法における<math>\beta</math>値)</p>	<p>自己資本利益率の算定で用いられるCAPM的手法における<math>\beta</math>値については、第71回研究会(令和5年4月18日)で示された、少なくとも日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT持株会社殿」という。)の<math>\beta</math>値を上回ることではないことを念頭に従来の0.6から0.566に見直しが行われましたが、以下の通り、固定通信事業におけるリスクは移動通信事業の事業リスクよりも低いと考えられるため、少なくとも移動通信事業の接続料算定に用いられる<math>\beta</math>値よりも低い値を採用すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に先行投資または固定費が占める割合が高いと、より高い営業レバレッジが得られる一方、事業リスクに晒される可能性も高くなると考えられますが、固定通信事業における光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約30年間継続利用ができるのに対し、モバイル事業は10年周期で新たな規格に対応した基地局を再構築する必要があり継続的に多額の投資が発生すること</li> <li>・モバイル事業においては、MNO間の競争だけでなくMNOとMVNO間の競争があることや、利用者料金の低廉化に向けた政策的な介入等、モバイル市場における競争環境は極めて激しい状況であること</li> <li>・FTTHサービスの契約数は2023年度第2四半期時点で3,997万契約(うちNTT東西殿の契約数は約2,358万契約)*1に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること。</li> <li>・第70回研究会(令和5年3月30日)の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載したとおり、海外事例として、英国のOffice of CommunicationsではBritish Telecommunications plc(以下、「BT社」といいます。)の<math>\beta</math>について、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス(Openreach)に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。VodafoneやTalkTalkなどの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーはBT社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT社における最もリスクが低いOpenreachの<math>\beta</math>は英国通信プロバイダーの適用<math>\beta</math>よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用<math>\beta</math>を上回る可能性は低いことから、BT社全体の<math>\beta</math>値やVodafoneや</li> </ul>

	<p>TalkTalk 等の移動通信事業者の <math>\beta</math> よりも低い値としています*2。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス(後者は FTTH のみならずモバイルサービスを含む)は市場に広く普及しているサービスであり、BT 社における最もリスクが低い分類(Openreach)に該当すると考えられることから、NTT持株会社殿の <math>\beta</math> よりも低い値になると考えられること</p> <p>*1 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表 (令和 5 年度第 2 四半期(12 月末))の数字を参照</p> <p>*2 Office of Communications の以下文書を参照 Promoting investment and competition in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26 Annexes 1-26 A21. Cost of capital for the relevant services (ソフトバンク株式会社)</p>
主端末回線接続料	<p>令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、そのうち報酬の算定に用いられている <math>\beta</math> 値はNTT殿の連結の値が適用されており、固定通信事業のリスクを反映していないこと、また、他のインフラ企業(鉄道、電力、ガス)と比較して高い水準にあることから、他のインフラ企業をベンチマークとして <math>\beta</math> 値を再算定して精緻化するべきと考えます。例えば、英国の託送電事業においては、英国内外の電力、ガス、水道業界のインフラ企業をベンチマークとして算出した <math>\beta</math> 値を採用しています。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
自己資本比率	<p>電力産業、ガス産業、大手鉄道産業においては、料金算定ルールにより自己資本比率は固定値が用いられており、それぞれ、電力産業の場合は 30%、ガス産業、大手鉄道産業の場合は 35%が採用されているのに対し、NTT東西殿の自己資本比率(令和 6 年度接続料算定で用いる自己資本比率はNTT東日本殿で 74.8%、NTT西日本殿で 52.7%)は著しく高水準であり、NTT東西殿の資本構成の最適化が図られていないものと考えられるため、第一種指定電気通信設備の接続料算定で用いる自己資本比率の適正値及び在り方について、議論すべきと考えます。</p> <p>なお、自己資本比率が高止まりする要因として、接続料収入の観点からは自己資本比率を高水準に維持するインセンティブがはたらくこと、NTT東西殿がNTT持株会社殿の 100%子会社であることから、NTT持株会社殿から資金調達をする場合でもその配当はNTTグループ内での資金循環でありキャッシュアウトがないことなどが考えられるため、自己資本比率の適正値及びその在り方の検討にあたっては、これらの実態を踏まえたうえで議論する必要があります。 (ソフトバンク株式会社)</p>
主端末回線接続料	<p>令和6年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、そのうち報酬の算定に用いられている自己資本比率はNTT東西殿の実績値が実態に合っておらず、資本構成はNTT持株殿の比率を採用すべきと考えます。</p>

	(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
報酬	<p>NTT 東西殿より光ファイバの接続料を昨年度に引き続き今年度も引き上げる案が示されていますが、原価もさることながら、その約3割を占める報酬額もまた接続料の変動に大きく影響する要因として挙げられるところです。</p> <p>報酬額の算定方法の適正性については貴省の接続料の算定等に関する研究会等で議論が行われていますが、特に自己資本比率(NTT 東日本殿では令和4年度において 74.8%)については、第一種指定電気通信設備接続料規則第 12 条第4項ただし書の規定を抛り所に、未だに例外的に実績値が採用されているところです。その適正性を検証するためにも、本来適用されるべき同項本則の規定に基づき、電力、ガス、鉄道等の他の公共サービスを参考に、電気通信事業における適正な値の在り方について検討がなされることを望みます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>
(1)令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>○報酬の算定方法見直しについて</p> <p>令和 5 年度接続料改定以降、主要企業の自己資本利益率の算定方法として、イボットソン社の長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用したことは、自己資本利益率の長期安定性を高める上で一定の効果があったものと考えます。一方で、景気動向や金融政策の状況等により、近年のリスクフリーレート(10 年ものの国債利回り)は上昇傾向にあることから、今後、期待自己資本利益率の上昇の影響を受けて、接続料が上昇することが懸念されます。</p> <p>特に、加入光ファイバの接続料は、原価に占める報酬額の割合が大きく、報酬額の動向によって接続事業者が受ける影響が大きいことから、報酬の在り方等について改めて議論する必要があると考えます。</p> <p>例えば、NTT 東・西殿の資本構成比率に関しては、次のような論点・考え方等があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT 東・西殿は、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」)殿の 100%子会社(非上場企業)であり、NTT 東・西殿の純資産(資本金・資本準備金)は NTT 持株殿の払込金であること。</li> <li>・NTT 東・西殿の負債(関係会社長期借入金)についても、NTT 持株殿の貸付であると想定されること(※)。</li> <li>・以上のことから、NTT 東・西殿は、資金調達の大宗を NTT 持株殿に依存しており、当該資金の実質的な市場調達は NTT 持株殿を介して行われていると考えられることから、NTT 東・西殿の報酬の算定にあたっては、NTT 持株殿の資本調達コストを加味して算定を行うべきではないか。</li> <li>・具体的には、NTT 東・西殿が NTT 持株殿から資金調達した方が安いにも関わらず、NTT 持株殿の資本調達コストを上回るコストで外部から資金調達することはないと考えられることから、NTT 持株殿の資本構成比率を上限として、報酬の算定を行うべきではないか。</li> </ul> <p>(※)NTT 持株殿の有価証券報告書(第 28 期:平成 24 年度)によると、NTT 東・西殿の「関係会社長期借入金」は全額 NTT 持株殿の貸付となっている。ただし、以降の年度の有価証券報告書では非開示となっていることから、直近の状況は不明。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>

自己資本利益率	<p>令和 5 年 7 月 31 日の情報通信行政・郵政行政審議会からの答申の考え方 9 において、「NTT東日本・西日本においては、期待自己資本利益率として接続料規則上の上限値を採用する理由について、適切に説明することが適当と考えます。」とされているとおり、上限値を採用している理由について、算定根拠資料に記載すべきと考えております。</p> <p>第一種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」といいます。）第 12 条第 3 項には、「第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。」と規定されているところ、NTT 東西殿におかれては、上限値をそのまま採用し接続料を算定されております。接続料規則の規定は、あくまでも上限値を定めることにより適正範囲を定めているものであり、採用した値が合理的であるとする根拠の説明を不要とするものではないと理解しております。</p> <p>なお、本年 1 月 25 日に開催された NTT 東西殿主催の説明会において、当社質問への回答として理由の説明をいただいておりますが、算定根拠資料において明記することが必要であると考えます。 （アルテリア・ネットワークス株式会社）</p>
加入光ファイバの接続料に係る乖離額調整	<p>加入光ファイバ接続料の算定においては将来原価方式を採ることとされており、原則として実績値に基づく乖離額調整は認められていないものの、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 3 条ただし書の規定に基づき例外的に許可されているものと認識しております。</p> <p>一方、これを根拠に乖離額調整が例外的措置ながら慣例的に毎年継続して行われているところ、この際、本来想定されている将来原価方式のみとする基本原則に立ち返るか、仮に乖離額調整を例外的措置として今後も存置する場合であっても、その厳格な運用のための基準を設けるべきではないかと考えます。</p> <p>例えば、自己資本比率について、第一種指定電気通信設備接続料規則第 12 条第 3 項では「期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（略）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする」と規定されていますが、実際には当該上限の値が恒常的に採用されています。こうした事態は当該規定の趣旨に鑑みれば妥当とは考えにくいところ、算出された報酬額の枠内でコストを吸収出来ない分についてのみ乖離額調整を採用する方策もあると考えます。 （楽天モバイル株式会社）</p>
主端末回線接続料	<p>令和 6 年度の申請接続料における主端末回線接続料の上昇について、そのうち報酬の算定に用いられている ERP（エクイティ・リスク・プレミアム）は 1952 年～2023 年の値である 8.7%が適用されているところ、司法の場においては、過去の判</p>

	<p>例において ERP の推定開始年度が論点となった際には 1952 年起点のデータは異常値として退けられているほか最高裁では ERP は 5.5%が適当と判断された経緯があること、また、1952 年からの推定結果は異常値とする考え方がヒストリカル法による推定の中でも一般的な考え方として認められていることから、1955 年を起点とする ERP(1955 年～2023 年の数値:7.6%程)を採用するべきと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
<p>光回線の未利用芯線</p>	<p>加入光ファイバの未利用芯線の実態を把握し、NTT東西殿の行うケーブル敷設の投資時点における需要予測等の合理性等を検証するためNTT東西殿による調査結果が開示されていますが、令和5年 10 月末における芯線使用率の調査結果については、以下に記載する点について、合理的な設備投資と言えるかの判断が困難であるため、NTT東西殿の設備投資方針と以下のケースの合理性について説明すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年 10 月末時点の架空光ケーブル調査結果の内、本調査を開始して以降、下位ロット芯線数を下回り、かつ芯線収容率の増加がほとんどみられないケーブルがあること 例: 東日本ルート1(3)100 芯ケーブル、ルート 2(2)(3)100 芯ケーブル、西日本ルート 1(2)100 芯ケーブル</li> <li>・令和 5 年 10 月末時点の地下ケーブル調査結果の西日本大阪日本橋ビルについては、「3方面(いずれも 100 芯ケーブル(昭和 63 年敷設))において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が増えていないものがある」との説明がありますが、今後使用見込みのないケーブルにもかかわらずそのままの 100 芯のケーブルとして、レートベースに算入することの合理性が不明であること</li> </ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>

## 2 実績原価方式に基づく令和6年度の接続料の改定等

### (1)ドライカッパ

該当箇所	御意見																																		
ドライカッパの減損処理	<p>平成 30 年以降、NTT東西殿によるドライカッパの減損処理は実施されておりませんが、ドライカッパ回線の需要は前年度と比べてNTT東日本殿は-7.2%、NTT西日本殿は-8.3%と継続して減少しております。この傾向は今後も継続すると想定されることから、利用見込みが無くなった資産についてはNTT東西殿において毎年度検討の上、すみやかに減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>また、ドライカッパの単金は前年度と比べてNTT東日本殿は+10.3%、NTT西日本殿は+7.8%と大幅に上昇しています。当研究会での整理を踏まえ、令和 5 年 11 月 22 日に固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針が改定され、加入電話、ISDN はスタックテストの対象から除外されたものの、今回申請されたドライカッパ接続料の水準はNTT東西殿が提供する加入電話(ダイヤル回線用)の住宅用 1 級局、2 級局のユーザ料金を上回る状況にあるため、少なくとも指針の改定前の 10 月末に総務省殿に報告された再計算報告に伴うスタックテスト結果の状況を開示し、価格圧搾による不当な競争を引き起こしていないかを確認すべきと考えます。</p> <p>なお、当社が推計した以下の結果を踏まえると、利用者料金収入と接続料収入の差分が 20%を下回り、スタックテスト不適合になると考えられるため、一部のユーザ料金で逆ザヤになっていることも踏まえれば、より一層の設備効率化が図られるべきと考えます。</p> <div data-bbox="607 911 1379 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【当社推計方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>FY24の①利用者料金収入については、FY23検証時の需要を横引きし、FY23の①利用者料金収入の値を据置き</li> <li>FY24の②接続料総額相当については、上記1と同様にFY23検証時の需要を横引きし、FY23のNTT東西殿の②接続料総額相当にドライカッパ接続料変動率（FY23→FY24）を乗じて算出</li> </ol> </div> <div data-bbox="607 1027 1379 1123" style="margin: 10px 0;"> <p><b>NTT東日本殿</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>サービス</th> <th>年度</th> <th>①利用者料金収入(億円)</th> <th>②接続料総額相当(億円)</th> <th>③差分</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加入電話 ISDN基本料</td> <td>FY23</td> <td>1,804</td> <td>1,388</td> <td>416</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>FY24</td> <td>1,804</td> <td>1,531</td> <td>273</td> <td>15.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">営業費 20%未満</p> </div> <div data-bbox="607 1161 1379 1257" style="margin: 10px 0;"> <p><b>NTT西日本殿</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>サービス</th> <th>年度</th> <th>①利用者料金収入(億円)</th> <th>②接続料総額相当(億円)</th> <th>③差分</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加入電話 ISDN基本料</td> <td>FY23</td> <td>1,785</td> <td>1,384</td> <td>401</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>FY24</td> <td>1,785</td> <td>1,491</td> <td>294</td> <td>16.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">営業費 20%未満</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(ソフトバンク株式会社)</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">© 2024 SoftBank Corp.</p>	サービス	年度	①利用者料金収入(億円)	②接続料総額相当(億円)	③差分	比率	加入電話 ISDN基本料	FY23	1,804	1,388	416	23.1%	FY24	1,804	1,531	273	15.2%	サービス	年度	①利用者料金収入(億円)	②接続料総額相当(億円)	③差分	比率	加入電話 ISDN基本料	FY23	1,785	1,384	401	22.5%	FY24	1,785	1,491	294	16.5%
サービス	年度	①利用者料金収入(億円)	②接続料総額相当(億円)	③差分	比率																														
加入電話 ISDN基本料	FY23	1,804	1,388	416	23.1%																														
	FY24	1,804	1,531	273	15.2%																														
サービス	年度	①利用者料金収入(億円)	②接続料総額相当(億円)	③差分	比率																														
加入電話 ISDN基本料	FY23	1,785	1,384	401	22.5%																														
	FY24	1,785	1,491	294	16.5%																														

ドライカップの廃止計画	<p>第2回通信政策特別部会(令和5年9月12日)において、NTT持株会社殿から2035年にメタル回線が維持限界を迎えることが表明されましたが、その後、メタル縮退に伴う具体的な計画は示されていません。メタル回線の縮退及び光回線等への移行については、その切替規模が大きいことが想定され、回線移行に関するユーザ周知や、必要なシステムや設備等の構築のために卸・接続事業者に対して十分前もって開示する必要があるため、出来るだけ早期に移行計画を開示いただきたいと思います。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
-------------	---

## (2) 回線管理運営費・接続関連システム経費

(1)令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	<p>○システム開発費の適正性・透明性</p> <p>接続事業者が利用する NTT 東・西殿の接続関連システムの開発費は、回線管理運営費として接続事業者が負担しているため、当該システムの開発費については、更なる適正性・透明性の確保が重要と考えます。</p> <p>「接続料の算定等に関する研究会」(第79回)における当社資料(資料79-7)で述べたとおり、更なる適正性・透明性の確保に向けて、システム改修費用の実績額や回線管理運営費の原価へ加算される期間について情報開示いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
指定設備管理機能費(システム改修費用の適正性確保)	<p>光回線の設備管理機能費について、NTT東日本殿は前年度比で+16%(37円から43円に上昇)と上昇傾向にあります。当該費用は、端末回線伝送機能で用いられる加入者回線等の接続事業者による接続申込や接続料の請求等を行うためのシステム等の経費として請求される性質のものであり、NTT東西殿の光ファイバ開通申込受付システム等のシステム改修が行われた場合の費用も当該費用の上昇要因になります。</p> <p>そのため、システム改修内容について費用・接続料への影響を見据えながら接続事業者が取捨選択し、システム改修費用の低廉化を図れるようにすることを可能とするために、第79回接続料の算定等に関する研究会(令和5年12月19日)(以下、「研究会」といいます。)で当社が説明したとおり、NTT東西殿は以下2点の情報を開示すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発予定の機能毎の開発費用と接続料やコロケーション費用等の接続事業者負担費用への影響額</li> <li>・接続事業者からの要望があれば、適宜開発事項や規模に関する適正性判断に資する情報</li> </ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
システム開発経費	<p>NTT東西殿のシステム開発経費の低廉化については、「接続料の算定等に関する研究会(第79回)」においてもご提案いただきましたが、システム開発経費の根拠情報の開示、相見積もりの実施、低廉化の努力等を行っていただくべきと考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>

(3) 工事費・手続費等

<p>(1) 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>○設備の効率化</p> <p>シェアアクセス方式に係る工事費は、作業費や物品費等の上昇の影響を受け、いずれも上昇(※1)しています。昨今の物価上昇の影響等を踏まえれば、今後も上昇することが想定されることから、継続的なコスト削減を実施いただくとともに、低廉な工事費が設定されている「光屋内配線の転用」を業界として促進していくことが重要であると考えます。</p> <p>「光屋内配線の転用」の促進のため、例えば、次のような対応を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二本引きなど、再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、NTT 東・西殿における合理的な工事判断や再利用の徹底、不要な残置回線の撤去促進。</li> <li>・コラボ光-シェアアクセス間の転用スキームに参画する事業者・利用件数を増やすため、より多くの設備形態が引込線転用の対象となるよう、キャビネット渡しとコンセント渡しの間における転用工事の早期実現に向けた検討の促進(※2)。</li> </ul> <p>(※1)例) 平日昼間の場合の工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光屋内配線の新設工事費(対前年度:NTT 東殿: +326 円、NTT 西殿: +278 円)</li> <li>・光信号分岐端末回線接続工事費(対前年度:NTT 東殿: +177 円、NTT 西殿: +101 円)</li> <li>・光信号引込等設備の撤去に要する費用(対前年度:NTT 東殿: +574 円、NTT 西殿: +743 円)</li> </ul> <p>(※2)「競争ルールの検証等に関する報告書 2023」(案)に対する意見及びそれに対する考え方において、総務省殿から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「キャビネット渡し」の形態の引込線に関しては、今後接続事業者において新設する引込線については設備形態を統一する、接続事業者の設置する設備の転用に係る課題の整理を図る等、設備競争が利用者の利益を阻害する結果とならないような検討を進めていくことが適当と考えており、関係事業者におけるこうした検討が円滑に進展するよう、総務省において注視していくことが適当との考えが示されています。</li> </ul> <p>(KDDI株式会社)</p>
<p>工事費</p>	<p>令和6年度の申請接続料における分岐端末回線接続料の上昇について、工事単価がNTT東西殿の人工費を参照しているところ、実際には協力会社等への発注が多く行われていると考えられることから、実態に即した発注単価を基準にするべきと考えます。</p>

	<p>また、光屋内配線工事費が適正なものであるかを検証する為に、算定に使用されている作業時間の集計方法について開示していただく事が適当であると考えます。特に、分岐端末回線の設置工事等、他の工事と同時に行う場合に、派遣費用や作業時間が適切に配賦されているか、確認する必要があります。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>
<p>別紙1概要 P5 加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲, P12 (参考)シェアドアクセス方式に係る工事費 図</p>	<p>シェアドアクセス方式においては、屋外キャビネットを用いるもののほか、フレッツ光やコラボ光において利用されている引き渡し方式が利用可能であるはずですが、東日本のある県域で当協会会員がシェアドアクセス方式による接続を検討しましたところ、屋外キャビネットの設置が必要であり、キャビネットからは自前で屋内配線を敷設する必要があり、「光屋内配線工事」の提供はできないと回答されたとのことです。これは本来フレッツ光・コラボ光とシェアドアクセス方式の接続で同様であるべき利用条件について、異なる案内を受けたものであり、不公平と思われれます。</p> <p>また、シングルスター方式については、通常の戸建住宅で事業を営まれている個人事業主のお客さま向けに利用しようとしたところ、地域のローカルルールなのか、戸建住宅にシングルスター方式で提供する場合、ビル・マンション向けの通常のシングルスター方式のように、室内の成端盤で終端することができず、屋外キャビネットで終端することしかできないという説明を受けました。このようなルールは接続約款には何ら記載がなく、NTT 東日本殿の主観のみで決められている状況です。</p> <p>これらについて接続約款に基づく取り扱いを行うよう、NTT 東日本殿には改善を求めます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>

### 3 その他の事項

#### (1) IPoE方式のゲートウェイルータ等

該当箇所	御意見
別紙1概要 P19・20	<p>IPoE のゲートウェイルータの利用中止費の扱いについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが(平成 30 年電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令附則第 6 項)、これまでも当協会が再三主張している通り、あくまで過渡的な措置として例外的に許容されているに過ぎないことに留意すべきです。トラフィックが年々増大している今日、POI の増設・種別変更・ポート数の変動は例外的なものではなく、日常的な作業と考えられるべきであり、接続料の算定等に関する研究会第六次報告書において、「単県 POI の増設が続く間は継続するものと想定される」とされたような事情は既に存在しないと考えます。</p> <p>特に、今回の申請においては、NTT 西日本エリアにおいて全府県に単県 POI の増設が完了したことが明らかになりました。今回申請があった IPoE のゲートウェイルータの接続料については、附則6項に基づく許可申請を不許可とし、速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>原則に戻すための議論をせず、既存の VNE 事業者のすべてが同意していることをもって法令の本則から外れた取扱いを認めることは、公正・公平に利用できるはずの指定設備の接続料の算定方法が、一部の当事者の意向のみによってねじ曲げられ、新規参入事業者の意見が排除されていることを是認するものです。これは指定設備制度の趣旨・公正競争の観点から大きな問題であり、このような機会に経過措置を打ち切らなければならないと考えます。</p> <p>なお、昨年度の接続料改定時のパブリックコメントにおいて、IPoE 協議会殿は「きちんとしたデータや正確な情報に基づいたエビデンスベースの議論が行われることを要望」しており、当協会もこの点に同意します。しかし、網使用料として取り扱うべきことについて既に結論されている以上、データに基づいて自らの主張を立証する責任があるのは、本則と異なる取扱いをすべきと主張する側にあることに留意すべきです。同様に、NTT 東西殿が「現行の算定方法により生じる問題や見直しの必要性について明らかになっていない」という点についても、検討の視座が誤っていると考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
別紙1概要 P19・20	<p>法令の本則どおりの取扱いとすることによって生じる「不利益」は不当なものではなく、既存事業者において受忍すべきものです。本則どおり、IPoE のゲートウェイルータについては、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。</p> <p>IPoE のゲートウェイルータの利用ポート数は今後も増えることが見込まれますし、そもそも複数の事業者が共用することを前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても装置の転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になりますが、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。逆に、装置</p>

	<p>本体は事業者共有設備であることを前提とすれば、利用中止した事業者には装置本体の未償却残高を負担させるのは、利用中止した事業者の負担で残りの事業者の負担を軽減させることになり、不当であると考えます。</p> <p>また、網改造料の算定方式では、装置を転用できる場合には未償却残高の支払いを要しないとされているものの、NTT東西による転用可否判断の基準が明らかではないため、接続事業者が予測困難な事情で利用中止費が変わることも現行の算定方式の問題です。NTT東西殿においては、明確に考え方を示すべきです。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
別紙1概要 P19・20	<p>今回の東京 POI の更改においては、これまでの更改とは異なり、装置を増設してそれぞれで異なる POI の機能を担うという対応がなされていますが、単に接続当事者の要望でこうなったという説明では不十分であり、「基本的な接続機能」の管理運営の在り方として不透明であると考えます。利用中止費をどのようなロジックで按分したのかも含めて、どのような「合意」が行われたのか公表すべきであり、公表することを経過措置期間中のルールとするべきです。</p> <p>また、利用中止費の按分方法に関する「別段の合意」については、ゲートウェイルータが「基本的な接続機能」である以上、無際限に認められるものではなく、その合意の合理性については、十分な説明がなされるべきです。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
別紙1概要 P19・20	<p>NGN における IPoE シフトは更に進んでいるとみられますが、現状、中堅・地域事業者にとってはローミング以外の方法での IPoE 方式の利用は困難であり、また、利用者の環境や使い方によっては PPPoE 方式でないと使えない機能もあることから、PPPoE 方式の併存は重要です。</p> <p>そもそも、輻輳が生じないように NGN の設備を増強することは NTT 東西殿の責任であることについては、再度確認されるべきですが、少なくとも、PPPoE 方式と IPoE 方式の利用条件は同等であるべきことからしても、現在の PPPoE 方式の増設基準を適正化することが必要です。</p> <p>現状、適正化のために本来必要なトラヒックベースへの見直しについての議論が進んでいない状況であり、当協会としては今後も議論に協力していく考えです。その上で、セッションベースの増設基準を当面の間、継続するのであれば、以下のような見直しにより、中堅・地域事業者も含め、増設の状況を少しでも適正化すべきです。</p> <p>①1セッション毎トラヒックの状況を踏まえた増設基準の緩和(なぜ、トラヒックが増え続けている現状で、増設基準を緩和しないのか、明確な説明が必要です。)</p> <p>②フレッツ光クロスの提供エリア拡大が進む中、10G 網終端装置においても地域事業者向け特例の設定</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
	<p>・接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書の考え方に記載の通り「令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討」されるものと考えており、2025 年に向けて原則に戻す</p>

	<p>状況にあるかどうかは定性的な主張ではなく、データに基づく議論が必要である。当協議会は 2023 年 6 月から自主的に情報公開を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 10 月にもゲートウェイルータの更改が行われ、また、NTT 東西による POI 増設・増強が続いていることに伴い、POI 毎の接続 VNE 事業者数・接続 VNE 利用ポート数の変動も続くことになる。</li> <li>・現在でもゲートウェイルータの増設・増強が続いている中で、利用中止費を原則に戻した場合に、他事業者の利用中止により事業者の事業予見性が大きく損なわれるという懸念は依然として残っている。また、新規事業者が参入にするにあっても同様の事業予見性に関する懸念が発生する。</li> </ul> <p>(一般社団法人IPoE協議会)</p>
--	--

## (2) 光IP電話接続機能に係る乖離額

<p>(1) 令和6年度の加入光ファイバに係る接続料改定等</p>	<p>○光 IP 電話接続機能に係る乖離額調整について</p> <p>光 IP 電話接続機能の接続料については、令和 3 年 4 月から令和 6 年 12 月までの3年 9 か月間の将来原価方式により算定され、現行算定期間中に生じた実績収入と実績原価の差分(乖離額)は、次期算定期間(IP 網への移行後)で調整されることとなります。</p> <p>NTT 東・西殿の説明によると、令和 3 年度から令和 4 年度の乖離額として、既に累計で NTT 東殿において+931 百万円、NTT 西殿において▲380 百万円発生しており、更に令和6年 12 月までの1年 9 か月分の乖離額が追加される見込みです。これを次期算定期間において単年度の接続料で調整すると、接続料の大幅な変動が起こることが想定されることから、乖離額を複数年度に分けて調整いただく等の対応を要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>
<p>光 IP 電話接続機能に係る乖離額</p>	<p>NGN の接続料は 3 年 9 ヶ月(2021 年 4 月～2024 年 12 月)の複数年度の将来原価方式により算定されており、NTT 東日本殿における光 IP 電話接続機能の接続料原価は 7,721 百万円(3年9か月の接続料原価の合計を単年度相当に換算した値)となっております。将来原価方式による見込値と実績収入及び実績費用の乖離の状況については、NTT 東日本殿の説明によると、2021～2022 年度の 2 年間で 931 百万円のプラスの乖離額が生じていることから、光 IP 電話接続機能の接続料原価に対し既に 12%以上のプラスの乖離となっている状況のため、NTT 東日本殿においては一層のコスト削減に努めていただきたいと思います。</p> <p>また、2025 年 1 月以降に乖離額調整を実施する場合、接続料の一時的な大幅な変動を避けるため、乖離額を複数年に分けて申請する等の対応が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>

(3) その他

該当箇所	御意見
<p>「第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款 第1表 第2 2-1 端末回線伝送機能」及び「同約款 第95条3(※)」</p> <p><b>第95条3</b> 第1項の場合において、接続申込者が自前工事を実施するときは、接続申込者は、当社に対し、別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書(工事着手予定日、工事完了予定日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始しない場合に限り)及び電力設備利用開始希望日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始する場合に限り)の指定を含みます。)により、自前工事の申込みを行うことを要します。当</p>	<p><b>要旨</b> 今回の料金改定には義務的コロケーションに係る自前工事が可能であるという前提がある。この自前工事の要件は必要以上に厳しいのではないか。</p> <p><b>詳細</b> 地域会社は第95条の3で「当社の業務遂行上支障があるときを除いて、その自前工事の申込みを承諾」と約款に定めている。</p> <p>では、このルールは実際のところどのように運用されているのか。図1にその要件を示した。</p> <div data-bbox="1003 726 1579 1189" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>NTT東日本 企業情報</p> <p>NTT東日本について   NTT東日本の取り組み   公開情報</p> <p>ホーム &gt; 企業情報 &gt; 公開情報 &gt; 接続コロケーション &gt; 相互接続に関する情報 &gt; 自前工事実施可能な工事会社の基準</p> <p><b>自前工事実施可能な工事会社の基準</b></p> <p>当社の通信用建物等において、接続申込者等が接続に必要な装置等を設置する場合における元請負工事会社の条件は下記のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>他事業者様設備の設置スペース内での工事の場合 特に条件はありません。</li> <li>他事業者様設備の設置スペース外での工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が1,000点以上を有する会社であること。</li> <li>当社は当社より業務をアウトソーシングしており、現に業務委託している会社であること。</li> </ul> </li> </ol> <p>ただし、共通信号線、通信電力線の接続・切断及び通電中の電力工事等施工ミスが建物内の全設備に影響を及ぼす恐れがある工程については、当該工程の施工実績のある会社の施行とします。(当該工程の実績とは、当社の設備工事又は、当社と類似設備の工事実績とします。)</p> <p><a href="#">&lt;コロケーション及びDSL回線等に関する情報へ戻る</a></p> </div> <p>図1. 自前工事実施可能な工事会社の基準 [1]</p> <p>NTT 東日本の通信用建物において指定業者によらない自前工事を行うためには、以下の2要件のいずれかが必要であるとされている。</p>

社は、当社の業務遂行上支障があるときを除いて、その自前工事の申込みを承諾するものとし、この場合において、当社は、その接続申込者と接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の自前工事に関する契約を締結します。

- ① 建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が1,000点以上を有する会社であること。
- ② 当社又は当社より業務をアウトソーシングしており、現に業務委託している会社であること。

加えて、重要な設備については ③当該工程の施工実績のある会社(当該工程の実績とは、当社の設備工事又は、当社と類似設備の工事实績)であることが必要とされている。

まず、①の電気通信工事業の許可について、例えば500万円を超えない軽微な作業については不要ではないか。経営点数1,000点という基準は一般的な電気通信工事(高々10~100万円程度)に対しては過剰に厳しい基準ではないか。

次に、②の取引実績について、これはすなわち現在取引のある「NTTグループ」の会社しかコロケーションに関する工事を受けられないことを意味するのではないか。電気通信工事業への新規参入を阻害するのは公正競争の観点から良くないのではないか。

最後に、③について「当社と類似設備」とあるが、NGNのような巨大な設備を有しているのはNTTのみであり、他社には類似設備が存在しない。コロケーション工事への新規参入は事実上不可能なのではないか。

接続約款に、この具体的な要件①~③も併せて記載すべきではないか。

さて、指定業者による「工事」というのは、ざっくり図2のような形で行われているということが広く知られている。

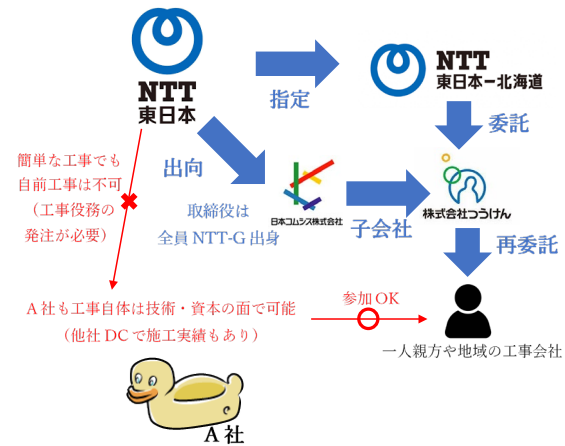


図2. 工事の構造

例えば A 社という会社があって、自前工事自体は技術・資本の面から問題なく遂行可能であったとしても、なぜかこれは現実的に中小企業には達成不能な条件によってやってはいけないことになっている。その理由について「設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定」( [2]p.14 イ③)と NTT 東日本は説明しているが、この基準は必要最低限とはいえないのではないか。そこで、地域会社は、この基準を明確に接続約款に記載し、その承認を受けることが妥当とは考えられないだろうか。

通信建設会社は、現に図3に示すように、名目上3社に分かれてこそいるものの、その実態は NTT グループによる独占的な人事支配によって成り立っている。

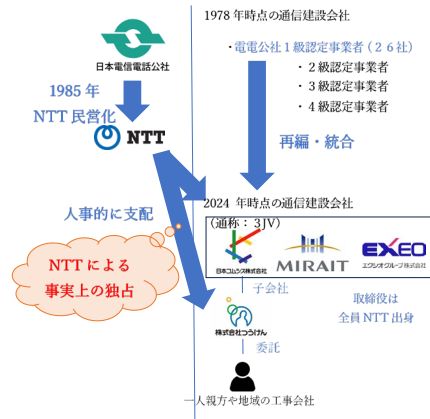


図3. 通信建設業界はNTTグループが人事的に独占支配している

NTTグループが3JV(コムシス・ミライト・エクシオ)を人事的に支配している可能性があり、支配的独占状態となっている可能性がある。このような状況において、NTTグループが、自ら支配する通信建設会社に対して非常に有利となる義務コーポレーションの自前工事の要件を設定し、他社の自前工事を妨げることは排除型私的独占にあたる可能性があつて良くないから、この自前工事の要件はホームページに書かず、明確に接続約款に盛り込むべきではないか。

第一種指定電気通信設備への接続工事にあたっては事実上、NTTグループが提供する事業者が提供する工事しか選択できない。これは議論の前提となる自前工事の要件が機能しているとは言えないのではないか。現に1978年から、地域会社発注の電気通信工事の元請の新規参入が一切ないこともよく知られている。

歴史的経緯を汲めば、電電公社2～4級認定事業者に相当する事業者に対しても同様にその能力に応じて自前工事を認めることが必要かつ妥当であり、その要件を明確に接続約款に盛り込むことが妥当ではないか。

(Q Enterprise Systems 株式会社)

「第一種指定電気通信設備との接続に関する

**要旨**

契約約款 第2章第1節(1)-3」

加入光ファイバの接続料算出の前提となる責任分界点は適切な場所に設定する必要がある。地域会社の通信用建物でコロケーションを行う場合の責任分界点は加入者光主配線盤ではなく、ラック等に引き込んだ光ファイバの先端に設けるべきではないか。

### 詳細

義務的コロケーションにおける自前工事サービスへは、数十年の間新規参入した工事業者が存在しない。地域会社と相互接続する事業者(他事業者)が、地域会社の通信用建物内で行う操作は「義務的コロケーションで割り当てられた通信用建物内のサーバラック等へ引き込まれた光ファイバの先端(SCコネクタ等)を、事業者の機器へ挿す」ことだけである。

加入者光主配線盤(FTM)を責任分界点とする運用は他事業者の責任範囲が必要以上に広いのではないだろうか。他事業者は FTM⇄ラック間の自前工事を実施しておらず、ほとんどの場合で地域会社自身がその工事を実施しているわけだから、実情に沿って他事業者が実際に操作する光ファイバコネクタの近くに相互接続点を設けることも他事業者側の選択肢として考慮すべきではないか。

図4に現状の相互接続点(青丸)と、実用上便利な相互接続点の位置(赤丸)を示した。

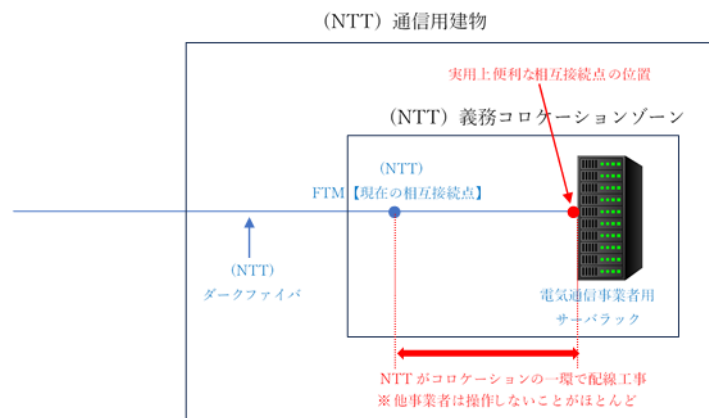


図4. 現状の相互接続点に加えて設けた方がよい相互接続点の位置

	<p>青丸の POIに加え、地域会社が通信用建物内の設備を施工した場合によっては、赤丸の箇所も POIとして設定できるようにすることが、事業実態に照らし合わせると妥当でないか。</p> <p>文献目録  [1] NTT 東日本, “自前工事実施可能な工事会社の基準,” [オンライン]. Available: <a href="https://www.ntt-east.co.jp/info-st/info_dsl/jimae.html">https://www.ntt-east.co.jp/info-st/info_dsl/jimae.html</a>.  [2]公正取引委員会、総務省, “電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 p.11-14,” 23 12 2022. [オンライン]. Available: <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000853162.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000853162.pdf</a>.  (Q Enterprise Systems 株式会社)</p>
	<p>本件の「意見提出が 30 日未満の場合その理由」は何ですか？  (個人A)</p>
	<p>LPG(液化石油ガス)が集合住宅オーナーとガス会社が結託し消費者へのポッタクリ行為を行った結果不当な料金を半世紀以上払わされ続けていた。  これと同じ構造が集合住宅向け光回線及び CATV でも横行している。  LPG の屋内導管部分に当たる屋内配線の所有権が不鮮明で明らかに数社の引き込みが可能な余裕があるにも関わらず集合住宅オーナーが拒否や法定義務でない点検で通信事業者の点検員が住宅に上がり込み、点検員の業務でない付加サービスの押し売り商法の元凶になっている。  そういった不明瞭なグレーな行為は非効率な営業コストがかかる、市場占有を助長する為、LPG の法規制同様に強い規制と違反時の制裁を課すべき。</p> <p>LP ガス料金 上乗せ禁止を 2025 年度から実施の方針 経産省  <a href="https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231122/k10014266001000.html">https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231122/k10014266001000.html</a>  (個人B)</p>

以上